

第 8 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和 3 年 8 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3 階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員 (13 名)

1 番 佐々木康二	8 番 田中 信幸
2 番 高橋 裕一	9 番 舟山 賢治
3 番 藤中 敏彦	10 番 福田はるみ
4 番 朴谷 和夫	11 番 木下 和夫
5 番 窪 郁夫	12 番 太田 正人
6 番 杉山 央	13 番 住田 哲也
7 番 荒川 敏幸	
5. 欠席委員 (0 名)
6. 議事日程

日程第 1	議案第 27 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
日程第 2	議案第 28 号	土地の現況証明書の交付について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午後 1 時 24 分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： 「よろしく願います。」

議長： それでは只今より、令和3年第8回当麻町農業委員会総会を開会いたします。委員の皆さんにおかれましては、秋作業前という事で大変忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、関係機関の皆さんにおかれましても、再び感染者が増えてきているコロナ禍の中、ご出席いただきましてありがとうございます。後ほど関係機関から、作況状況など説明があるかと思えます。先ほども言いましたが、コロナが発生してから1年半が経ち、本来なら治まっていると思いましたが、デルタ株の出現もありテレビの報道によりますと、旭川では80人超えの感染者数でまだまだ勢いが増しているような気がします。皆さんにおかれましては、9月入る前から稲刈りも早い人は始まるのかなと思えます。とにかく事故・怪我のないように、9月の総会にも皆さん元気な姿で出席していただきたいと思えますし、ワクチンの方も恐らくここにおられる方は2回若しくは1回接種が終わっているかと思えます。2回打っていても身近に陽性者がいれば感染する状況なので、今一度気を付けて作業に当たっていただき、健康には留意して無理なさらずをお願いしたいと思います。

本日の会議録署名委員は、議席1番、佐々木委員、議席2番、高橋委員にお願いいたします。

只今の出席委員は13名、全員であります。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第27号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について」1件、日程第2、「議案第28号、土地の現況証明書の交付について」1件、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第27号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第27号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和3年8月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外1種農地、契約区分、使用貸借、転用目的、農家住宅の建築、住宅1棟、〇〇〇〇㎡、カーポートスペース、〇〇〇〇㎡、通路及び駐車スペース、〇〇〇〇㎡、緑地、堆雪スペースとして〇〇〇〇㎡の計画でございます。申請地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、貸主のご自宅前で、国道〇号に面してございます。

申請人の〇〇〇〇さんは、平成〇〇年〇月に新規就農され、就農から〇年が経過いたしました。現在は、町内の公営住宅からの通いであり、農業経営

に不便が生じている事や、将来、農業後継者として経営農地を継承する計画がある事などから、農業後継者住宅を建設する必要が出てまいりました。

また、申請地周辺の宅地や農用地区域外の土地については、すべてが利用されており、他に代替用地が無く、申請地以外での住宅建設は困難な状況であります。申請の農家住宅につきましては、農地法施行規則第 38 条及び第 39 条第 1 号で定められている「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画等に基づき定められた施設」に該当し、許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 27 号について説明がありました。1 種農地から農家住宅用地に転用する申請であります。この転用申請について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： 「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 27 号、「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 27 号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、4 ページの日程第 2、議案第 28 号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第 28 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和 3 年 8 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、〇〇〇〇番〇が田、〇〇〇〇番〇が畑、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、8 月 13 日、藤中委員と舟山委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、所有者であります〇〇〇〇さんの旧ご自宅前と裏側奥でございます。現地の状況でございますが、地番〇〇〇〇番〇につきましては、道道〇〇〇線、〇条道路に面しており、長年、住宅用道路として使用されており、今後も同様の使用が見込まれます。又、地番〇〇〇〇番〇につきましては、申請者のお父さんが離農された以降、長年農地として使用されておらず、荒廃が著しい事や、面積も狭く歪な地形ということ事もあり、農地としての利用は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 28 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： 「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 28 号、「土地の現況証明書の交付について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 28 号については原案のとおり決定をしましたので、現況証明書の交付をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はありませんか。

委員： 「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： 特にございません。

議長： 農業センター。

農業センター： 農業センターでございます。不稔調査についてですが、今年は例年に比べ 6 日程度生育が進んでいる状況であることから、例年より早い 8 月 19 日、20 日の 2 日間で調査を行いました。調査の結果については、品種向上によりばらつきがあるものの、全体的に一株当たりの茎数、籾数は多い傾向にあり、不稔については少ない結果となっております。詳細については、資材テントの入り口ホワイトボード、及び J コネクトで周知させていただいておりますので、そちらでご確認いただければと思います。経営所得安定対策の畑作物直接支払交付金の面積払いについてですが、8 月 19 日に入金されておりますのでご報告させていただきます。以上となります。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区でございます。農業用水についてご説明させていただきます。今年の大雪ダム流域の積雪水量は、過去 10 か年平均に比べ 107% と積雪が比較的多い状況でありましたが、6 月中旬以降は降雨が極端に少なくなり、7 月下旬は 0mm となっていることから、大雪ダムへの流入量が大幅に減少し、8 月 1 日現在では大雪ダムの貯水率は 10% を切って 9.8% になり、今後も降雨がなく今の放流を続けると、8 月 7 日に大雪ダムは最低水位に到達しダムの貯水が底をつく状況となることから、急遽 8 月 3 日に旭川開発建設部渇水対策本部を設置し、石狩川上流渇水調整協議会を開催しました。会議では旭川市の水道と日本製紙の工業用水はそのままの取水量とし、農業用水の取水を 20% 削減、80% 制限とすることで決定しております。その状況でも 8 月 15 日では大雪ダムでは底をつく状況となります。

で、8月5日に当麻町内の全農家放送で、渇水に備え事前に取水していただきますようお願いしたところでございます。8月10日前後の降雨により大雪ダムの貯水量が回復し、8月30日までは確保できることが可能となったため、8月20日をもって渇水制限は収束となっておりますのでご報告申し上げます。町内では稲刈りに向けて農業用水を止めている水路もでございますので、今現在も農業用水の取水は20%削減、80%制限で取水しております。

また当麻ダムにつきましても渇水状況は同じでございます。7月下旬には当麻ダムの貯水位は大きく低下し、8月10日ごろには当麻ダムは最低水位に到達しダムの貯水が底をつく状況から、7月28日に水稲作付者22名の方に説明し、8月10日までに取水を済ませておくようお願いしたところでございます。その後降雨もございましたが、8月17日に当麻ダムの農業用水の取水は終了しております。水田は落水しており水稲については営農上支障は見えない見通しとなっております。以上でございます。

議長： 農協。

農協： 特にございません。

議長： 普及センター。

普及センター： 特にございません。

議長： 共済組合。

共済組合： 共済組合の方からは収入保険加入についてですが、現在加入推進に回っているところではあります。このご時世の中、思うように推進出来ておりません。収入保険に興味ある方が近くにおりましたら、共済組合までご連絡をお願いしたいと思っております。以上です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： 「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任： 事務局からは特にございません。

議長： それでは、次回、令和3年9月の農業委員会総会の日程であります。9月24日、金曜日、午前8時45分からの予定といたします。又、9月の総会終了後には、農地パトロール推進会議も予定されておりますので、併せてよろしくお願いたします。

収穫期を迎え、大変お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いたします。

これもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員： 「ご苦労さまでした。」

閉会 午後 1時 41分